2）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行新潟支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行新潟支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁　北陸地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定監理技術者等の確認　落札決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、この場合において種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑸　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、以後の入札参加資格の制限をすることや、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

⑹　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、請負者は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記６⑴に同じ。

⑾　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細は入札説明書による。

⑿　詳細は入札説明書による。

8　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyofumi, Yoshino, Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Ikuji-Shingata-Rigantei, Shimoniikawa-Kaigan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 10 August 2009

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 22 December 2009 (tenders brought with or submitted by mail : 1 : 00 P.M. 22 December 2009.)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastracture, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki-town Chuo-word Niigata-city, Niigata Japan 950―8801, TEL 025―280―8880 ex. 2527

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月10日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長　西本　光宏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高知港三里地区防波堤（東第一）築造工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　高知県高知市仁井田地先

⑷　工事内容　基礎工１式、本体工（ケーソン式）１式、被覆・根固工１式、消波工１式、構造物撤去工１式、雑工１式、安全管理１式

⑸　工期　平成22年８月27日まで

⑹　使用する主要な資機材　基礎捨石約27,000㎥、コンクリート約810㎥、砂約14,000㎥

⑺　本工事は、入札時に、３⑴①に示す特定評価項目①及び特定評価項目②に係る技術提案（以下「ＶＥ提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式(標準型(Ⅰ型))の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,200点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,200点以上であること。)

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,000点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,000点以上であること。)

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再決定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　特定評価項目①及び特定評価項目②に係るＶＥ提案が適正であること。

また、ＶＥ提案による技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容(以下「標準案」という。)に基づいて施工する意志がある場合又は、ＶＥ提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。

⑹　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち一社が同種工事の施工実績を有していればよい。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。